

諫早市教育委員会議事録

平成30年第2回（2月定例）

平成30年第2回（2月定例）教育委員会

1 日 時 平成30年2月14日（水） 16時00分～17時30分

2 場 所 諫早市役所 8階 8-2会議室

3 出席者 教育長 西村 暢彦
委 員 緒方 正親
委 員 秀島 はるみ
委 員 大石 竜基
委 員 宮本 峻光

4 会議に出席した事務職員

教育次長	井上 良二
教育総務課長	田島 正孝
学校教育課長	福元 英典
生涯学習課長	村川 美詠
文化振興課長補佐	加嶋 博文

5 議題

議案第1号 諫早市いじめ防止基本方針の改定について

議事録署名人の指名

緒方委員と宮本委員を議事録署名人に指名

議事録の承認

- 平成30年第1回（1月定例）教育委員会の議事録について
質問・意見なし
原案どおり可決

教育長等の報告の要旨

1 教育長の報告

○いじめ問題対策連絡会議について

1月30日にいじめ問題対策連絡会議を開催し、本日の議案第1号にも関連する本市のいじめ防止基本方針の改定について審議をしていただいた。併せていじめの認知件数やいじめ防止対策の報告を会議の中で行ったところである。

○諫早市学校保健研究大会について

2月1日、諫早文化会館で諫早市学校保健研究大会が行われた。医師会、歯科医師会、薬剤師会、養護教諭部会等による研究大会である。来年度は、11月22日に県大会を兼ねて行われる予定となっている。

○長崎県都市教育長協議会について

第4回長崎県都市教育長協議会が2月8日・9日の両日、南島原市で開催された。毎回、意見交換を行っているが、他市の現状を聞くことができ参考になる会議である。今回は、次の5項目について意見交換を行った。

- ①「放課後子ども総合プラン」の進捗状況について
- ②SNSによる問題行動の発生状況とその対応及び予防について
- ③教職員の超過勤務の改善策について
- ④社会教育施設の人員配置について
- ⑤統合型校務支援システムの導入について

放課後子ども総合プランについては、放課後の子どもの居場所づくりについて、厚生労働省関係の学童保育と教育委員会関係の放課後子ども教室の連携やあり方についての情報交換を行ったところである。ちなみに諫早市では、

次年度から「放課後子ども教室」を「地域子ども教室」に変えるようにしているところである。学童クラブと混同してしまうことや放課後に限らず土曜日・日曜日、祝日にも教室を開催していること、また、学校だけでなく地域の自治公民館でも開催することもできることがその理由である。地域の子どもは地域で育てるということで始まったプランなので、その考えに戻していきたいと考えている。

○諫早市学校給食研究大会について

本日(2月14日)、諫早市学校給食研究大会が長田みのり会館で開催され出席した。各学校、給食センター、学校給食会からの参加による研究会である。栄養教諭による1年間の実績報告や各部会の活動報告などが行われた。

○インフルエンザについて

インフルエンザによる学級・学年閉鎖については、先々週までは毎日のように閉鎖の報告を受けていたが現在は落ち着いた状況になっている。3つの種類のインフルエンザが流行っているようなので、油断せず今後も注意していきたい。

《教育長の報告に対する質問・意見》

[委員]

放課後子ども教室について、ボランティアとして関わっている地域の人ほどのくらいいるのか。

[生涯学習課長]

現在、放課後子ども教室は、西諫早、飯盛、森山、遠竹の4つの地域で行っている。それぞれの地域で指導していただいている人数は異なるが、4人から8人程度に関わっていただいている。

[委員]

ボランティアをしたいがどこに相談すればいいのわからない人も多いようなので、市としても広報に努めてほしい。

[教育長]

地域の人が参加できる場がないだけで、潜在的にはかなりの人材がいると思う。この人たちが参加できる機会をつくる必要があると考えているので、放課後子ども教室については他の地域にも広めていきたい。

2 教育次長の報告 なし

《 議 事 》

1 議案第1号 諫早市いじめ防止基本方針の改定について

学校教育課長説明

[委員]

いじめ解消の要件の2点目に「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」とあるが、これは本人の主観が入り判断が難しいと思う。教職員が判断する際の留意点というか、ガイドラインのようなものはあるのか。

[学校教育課長]

今までのいじめの捉え方と大きく違うのが、当人の被害性に着目するという点で、当人がいじめられていると捉えているのであればそれはもういじめであるということである。いじめ解消の要件については、一点目に「いじめの行為が止んでいること」とある。3か月程度いじめが止んでいれば2点目の要件で当人から聞き取りを行うことになるが、チェックシートがあるわけではないので、ご指摘のように判断はかなり難しくなると思っている。

[委員]

複数の教職員で聞き取りを行わないと、先生によって判断が異なる可能性があるので、先生同士で情報交換を行うなど慎重にやってほしい。

[学校教育課長]

基本方針の中にも、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立するとある。教職員が一人で抱え込むことがないようチームでの対応を指導しているところである。

[委員]

先ほどのいじめ解消の要件の説明で、いじめが止んでいる期間が3か月継続していることとあったが、方針にはただし書きで、「長期の期間が必要であれば3か月の目安にかかわらず期間を設定するもの」とある。この3か月という期間を定めている理由は何か。

[学校教育課長]

毎月学校からいじめの報告を受けているが、どのタイミングで報告すればいいか各学校も判断に迷っているところもあり、3か月の目安が出されたのではないかと思う。

[委員]

「ネット上でのいじめへの対応」について、不適切な書き込み等は直に削除する措置をとるとあるが、各学校で削除するということか。ネット上の書き込み以外にも、ラインでのやりとりがいじめにつながることも多い。県の子ども政策局が行っていたネットパトロールは今はやっていないのか。

[学校教育課長]

先日開催した「いじめ問題対策連絡会議」においても、SNSやネットでのいじめの対策をどうしていくかが今後の大きな課題であるとの意見が出されたところである。ネットパトロールのシステムもなくなっているのも、学校現場としても不適切な書き込みの削除などの対応には苦慮しているところである。

[委員]

県全体で対策に取り組むような窓口があれば、学校現場からの相談にも対応できると思うが。

[学校教育課長]

県全体の会議の中でも検討していきたい。

[委員]

各学校にいじめ対策委委員会を設けるとあるが、この会の存在を子どもたちや保護者などにどう周知しているのか。

[学校教育課長]

学校説明会や年度当初のPTA総会の折に、周知するようにしている。

原案どおり可決

《教育総務課長の報告》

○学校給食センターについて

《学校教育課長の報告》

○諫早市学校評価ガイドラインについて

その他

教育総務課長

定例教育委員会の日程について説明

17時30分閉会